

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	ガッコウホジシキ センゾウガクエン 学校法人 洗足学園									
フリガナ大学の名称	センゾウコドモタンキガク 洗足こども短期大学 (Senzoku Junior College of Childhood Education)									
大学本部の位置	神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号									
大学の目的	<p>本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その実際の専門的な能力を養うとともに、幅広い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。</p>									
新設学部等の目的	<p>本学の人材養成および教育研究上の目的を達成するため、常に様々な教育研究組織の充実に努め、幼児教育・保育を担う人材の育成に力を入れてきた。しかしながら、18歳人口の減少および、幼児教育・保育進学希望者の減少により、入学定員及び収容定員を下回る状況が2年続いた。このような状況の下、入学定員の適正化を図りつつ、地域の保育者に対する人材需要ニーズに引き続き対応するために、今般の定員減に係る届出を行うものである。</p>									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	幼児教育保育科 【Department of Early Childhood Education and Care】 計	2年	250 (300)	— —	500 (600)	短期大学士（幼児教育保育） 【Associate of arts, Early Childhood Education and Care】	令和3年4月 第1年次	神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号		
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	洗足学園音楽大学大学院 音楽研究科 作曲専攻（修士課程） [定員増] (18) (令和3年4月)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計					
	科目	科目	科目	科目	単位					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	学長を含まない
	新設分	幼児教育保育科	6 (6)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	68 (68)	
	計		6 (6)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	68 (68)	
	既設分	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
合計		6 (6)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	68 (68)		
教員以外の職員の概要	職種			専任	兼任		計		うち兼任11名は大学短大兼務	
	事務職員			9 (9)	13 (13)		22 (22)			
	技術職員			0 (0)	0 (0)		0 (0)			
	図書館専門職員			2 (2)	2 (2)		4 (4)			
	その他の職員			2 (2)	10 (10)		12 (12)			
計				13 (13)	25 (25)		38 (38)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	洗足学園音楽大 学（必要面積 21,300㎡）と共 用				
	校 舎 敷 地	0㎡	33,152㎡	0㎡	33,152㎡					
	運 動 場 用 地	0㎡	3,173㎡	0㎡	3,173㎡					
	小 計	0㎡	36,325㎡	0㎡	36,325㎡					
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡					
合 計	0㎡	36,325㎡	0㎡	36,325㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	洗足学園音楽大 学（必要面積 17,164㎡）と共 用				
		0㎡ (0㎡)	41,300㎡ (41,300㎡)	0㎡ (0㎡)	41,300㎡ (41,300㎡)					
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数	室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
		()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()			
図 書 館		面積 ㎡	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
体 育 館		面積 ㎡	体育館以外のスポーツ施設の概要							
経 費 積 立 方 法 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	短期大学専用 図書費には電子 ジャーナル・デー タベースの整備費(運用 コスト含む)を含 む。
		教員1人当り研究費等		500千円	500千円	—	—	—	—	
		共同研究費等		0千円	0千円	—	—	—	—	
		図書購入費	1,424千円	1,424千円	1,424千円	—	—	—	—	
		設備購入費	15,003千円	9,000千円	9,000千円	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次			
	1,336千円	986千円								
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、手数料収入及び資産運用収入等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	洗足こども短期大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
	幼児教育保育科	2	300	—	600	短期大学士 (幼児教育保育)	0.93	昭和40年度	神奈川県川崎市高津 区久本2丁目3番1号	
	大 学 の 名 称	洗足学園音楽大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
	音楽学部 音楽学科	4	530	3年次 5	2,010	学士(音楽)	1.13 1.13	昭和42年度	神奈川県川崎市高津 区久本2丁目3番1号	
	大 学 の 名 称	洗足学園音楽大学大学院								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	年	人	年次 人	人		倍				
音楽研究科 器楽専攻(修士課程)	2	28	—	56	修士(音楽)	1.44	平成12年度	神奈川県川崎市高津 区久本2丁目3番1号		
声楽専攻(修士課程)	2	12	—	24	修士(音楽)	1.03	平成12年度			
音楽教育学専攻(修士課程)	2	4	—	8	修士(音楽)	0.75	平成12年度			
作曲専攻(修士課程)	2	2	—	4	修士(音楽)	4.00	平成12年度			
附属施設の概要		該当なし								

学校法人洗足学園 設置認可等に係る組織の移行表

令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
洗足学園音楽大学			
音楽学部 音楽学科	3年次 530	5	2130
計	3年次 530	5	2130
洗足学園音楽大学大学院			
音楽研究科(M)			
器楽専攻	28	—	56
声楽専攻	12	—	24
音楽教育学専攻	4	—	8
作曲専攻	2	—	4
計	46	—	92
洗足こども短期大学			
幼児教育保育科	300	—	600
計	300	—	600

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
洗足学園音楽大学				
音楽学部 音楽学科	3年次 530	5	2130	
計	3年次 530	5	2130	
洗足学園音楽大学大学院				
音楽研究科(M)				
器楽専攻	28	—	56	
声楽専攻	12	—	24	
音楽教育学専攻	4	—	8	
作曲専攻	<u>20</u>	—	<u>40</u>	定員変更(18)
計	<u>64</u>	—	<u>128</u>	
洗足こども短期大学				
幼児教育保育科	<u>250</u>	—	<u>500</u>	定員変更(△50)
計	<u>250</u>	—	<u>500</u>	

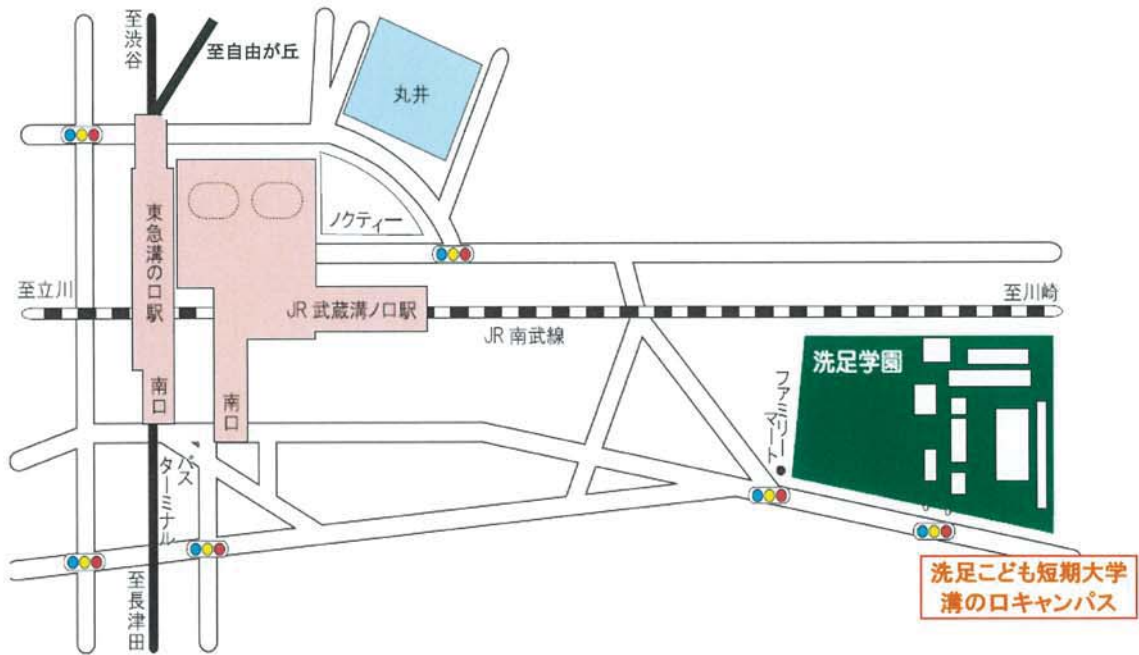
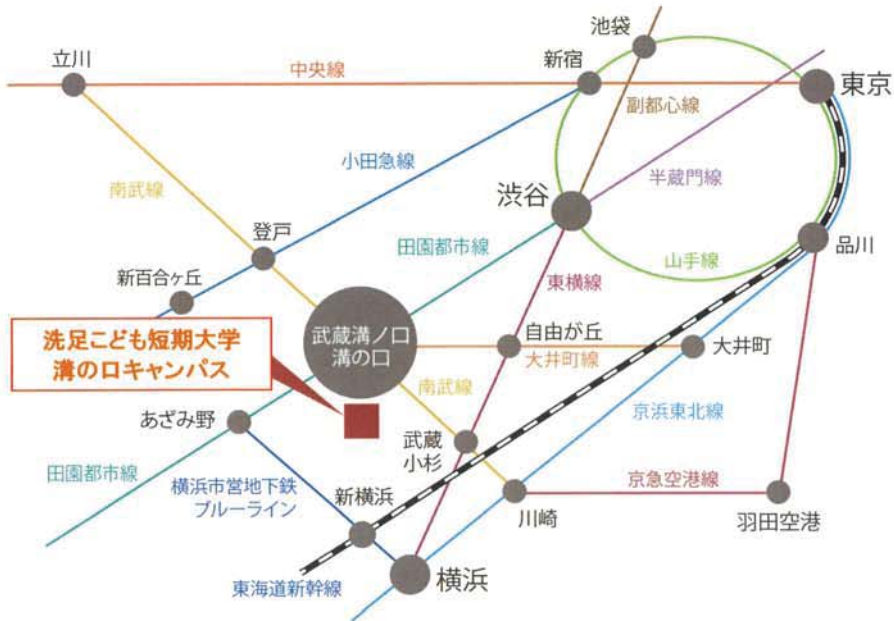
①都道府県内における位置関係の図面



②最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

【洗足こども短期大学 溝の口キャンパス】

所 在 : 神奈川県川崎市高津区久本2-3-1
 最 寄 駅 : JR南武線 武蔵溝ノ口駅 徒歩 7分 約600m
 東急田園都市線 溝の口駅 徒歩 8分 約700m
 東急大井町線



③ 洗足こども短期大学 溝の口キャンパス 校舎、運動場等の配置図

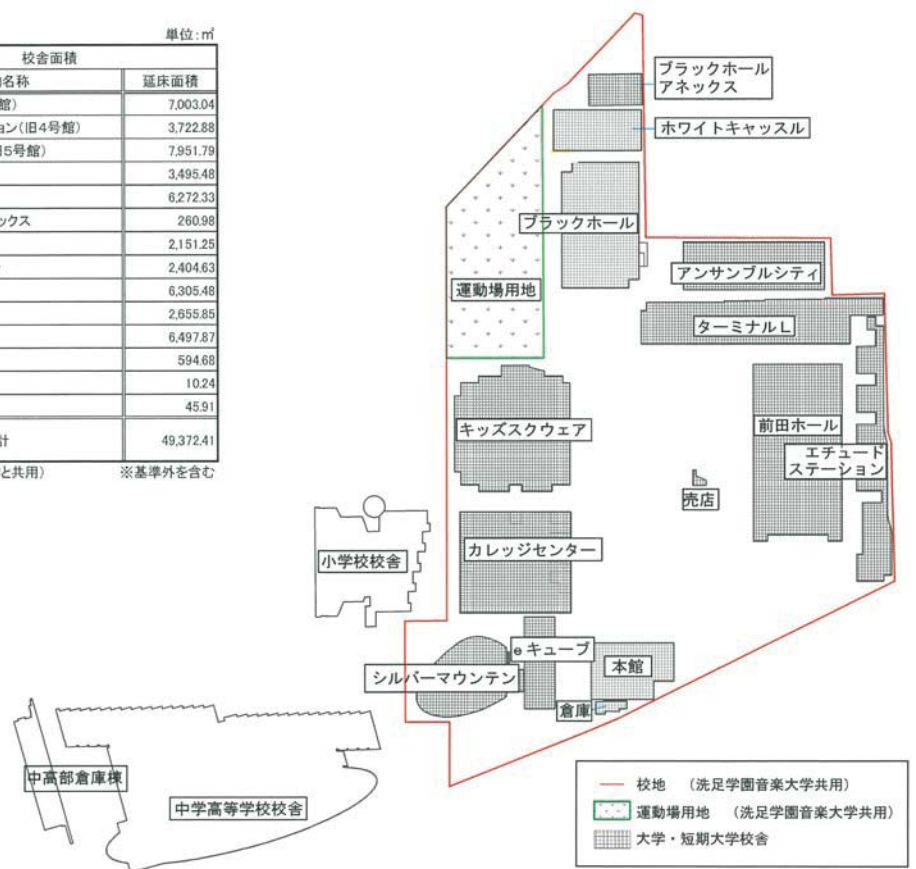
洗足こども短期大学 校地・建物面積表

校地面積	
校舎敷地 (洗足学園音楽大学共用)	33,152.11
運動場用地 (洗足学園音楽大学共用)	3,172.40
計	36,324.51

校舎面積		単位:㎡
建物名称	延床面積	
ターミナルL(旧3号館)	7,003.04	
エチュードステーション(旧4号館)	3,722.88	
キッズスクエア(旧5号館)	7,951.79	
カレッジセンター	3,495.48	
ブラックホール	6,272.33	
ブラックホールアネックス	260.98	
eキューブ	2,151.25	
シルバーマウンテン	2,404.63	
アンサンブルシティ	6,305.48	
ホワイトキャッスル	2,655.85	
前田ホール	6,497.87	
本館	594.68	
売店	10.24	
倉庫	45.91	
計	49,372.41	

(洗足学園音楽大学と共用) ※基準外を含む

単位:㎡	
基準内校地面積 (洗足学園音楽大学共用)	36,324.51
基準内校舎面積 (洗足学園音楽大学共用)	41,299.81



洗足こども短期大学学則

2021

洗足こども短期大学学則

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	学科及び修業年限	2
第 3 章	学年、学期及び休業日	3
第 4 章	学生定員	3
第 5 章	入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍	4
第 6 章	教育課程及び履修方法	7
第 7 章	卒業及び学位授与	10
第 8 章	賞 罰	10
第 9 章	科目等履修生、聴講生及び外国人留学生	10
第 10 章	入学検定料及び学納金	11
第 11 章	職員組織	12
第 12 章	教 授 会	12
第 13 章	自己点検及び評価	13
第 14 章	公開講座	13
第 15 章	附属施設	14
第 16 章	厚生補導施設	14
附 則		14
別表 1		19
別表 2		22
別表 3		24
別表 4		26
別表 5		26

洗足こども短期大学学則

昭和37年4月1日制定・昭和38年4月1日改正
昭和39年4月1日改正・昭和40年4月1日改正
昭和41年4月1日改正・昭和42年4月1日改正
昭和43年4月1日改正・昭和44年4月1日改正
昭和45年4月1日改正・昭和46年4月1日改正
昭和47年4月1日改正・昭和48年4月1日改正
昭和49年4月1日改正・昭和50年4月1日改正
昭和51年4月1日改正・昭和52年4月1日改正
昭和53年4月1日改正・昭和54年4月1日改正
昭和55年4月1日改正・昭和56年4月1日改正
昭和57年4月1日改正・昭和58年4月1日改正
昭和59年4月1日改正・昭和60年4月1日改正
昭和61年4月1日改正・昭和62年4月1日改正
昭和63年4月1日改正・平成元年4月1日改正
平成2年4月1日改正・平成3年4月1日改正
平成4年4月1日改正・平成5年4月1日改正
平成6年4月1日改正・平成7年4月1日改正
平成8年4月1日改正・平成9年4月1日改正
平成10年4月1日改正・平成11年4月1日改正
平成12年4月1日改正・平成13年4月1日改正
平成14年4月1日改正・平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正・平成17年4月1日改正
平成18年2月1日改正・平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正・平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正・平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正・平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正・平成26年4月1日改正
平成27年4月1日改正・平成30年4月1日改正
平成31年4月1日改正・令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学は洗足こども短期大学と称する。

(目的)

第2条 本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その実際的専門的な能力を養うとともに、幅広い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄

与することを目的とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 2 条の 2 幼児教育保育科は、専門分野の知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性と実行力を備え、自立した人間として職業又は實際生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 幼児教育・保育に関する幅広い専門知識と実践力を備え、保育者としての責任感及び自覚を持った人材を養成すること。
- (2) 創造的な表現力、コミュニケーション能力、社会性を備えた豊かな人間性を涵養すること。
- (3) 幼児教育・保育を担う人材の育成及び教育研究については、その成果を提供することによる地域社会への貢献を視野に入れ取り組むこと。

(自己評価等)

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

第 2 章 学科及び修業年限

(学科)

第 4 条 本学に次の学科を置く。

幼児教育保育科

(修業年限及び在学期間)

第 5 条 本学の修業年限は 2 年とする。ただし、在学期間は通算 4 年を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の二学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業週数)

第8条 学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学園創立記念日 10月13日

(4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 第1項に定める休業日のほかに、学長は必要と認める場合、臨時に休業日を定めることができる。

3 前各項に規定する休業日中に、必要に応じて授業を行うことができる。

第4章 学生定員

(学生定員)

第10条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育保育科	250名	500名

第5章 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(入学時期)

第11条 入学時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第13条 入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学試験)

第14条 入学志願者については、本学において入学試験を行う。

- 2 入学試験については別に定める。

(入学手続)

第15条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の学納金を納入しなければならない。

(入学許可)

第16条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 学長は、前項にかかわらず、第12条の規定に違反した者は、入学許可を取り消すものとする。

(保証人の責任)

第17条 誓約書に連署の保証人は、学生在学中の一切のことについて責任を負うものとする。

(保証人の資格)

第18条 保証人は、独立の生計を営む25歳以上の者でなければならない。

(保証人死亡等の場合の手続き)

第19条 入学を許可された者又は学生は、保証人が死亡し、又はその他の理由によりその責任を尽くし得なくなったときは、直ちに新しい保証人を定め、改めて誓約書を提出しなければならない。

(保証人の身上等異動時の手続き)

第20条 入学を許可された者又は学生は、保証人の住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(転入学)

第21条 他の短期大学又は大学から本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合、選考のうえ相当年次に転入学を許可することがある。

(再入学)

第22条 本学の学生で退学した者または除籍された者が、再入学を希望するときは、欠員がある場合、選考のうえ相当年次に再入学を許可することがある。

(転入学等の手続き)

第23条 転入学及び再入学については、第13条及び第15条乃至第16条の規定を準用する。

(欠席)

第24条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を

届け出なければならない。

(休学)

第25条 学生が病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学を延長することができる。
- 3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第26条 休学の理由が止んだときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(死亡等の場合の手続き)

第28条 学生が死亡した場合及び法的身分に異動が生じた場合には、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

(転学)

第29条 他の短期大学又は大学に転学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けるものとする。
なお、許可を受けた場合は、退学しなければならない。

(留学)

第30条 外国の短期大学又は大学に留学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項により許可を得て留学した期間は、第5条に定める在学期間に含めることができる。

(除籍)

第31条 学長は、次に掲げる各号の一に該当する者について、除籍することができる。

- (1) 在学通算4年にして卒業できない者
- (2) 2年の休学期間を経過し、なお復学の見込みのない者

- (3) 学納金を滞納し、督促をうけても納入しない者
- (4) 行方不明となってから1年を経過した者

第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方法及び授業科目・単位数)

第32条 教育課程は、授業科目を教養科目及び専門科目に区分し、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して、各学科毎に編成する。

2 授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 音楽の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修届)

第35条 学生は毎学年の始めに、その学年に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期日までに届け出て、許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修した者には、認定のうえ所定の単位を与える。

(単位の認定方法)

第37条 単位の認定は、試験と平常の成績及び出席状況によって行う。

- 2 試験は原則として、学期末及び学年末に、その履修した授業科目について、筆記、論文、口述、実技等によって行う。
- 3 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階に分ける。S・A・B・Cの評価を得たものは合格とし、それぞれの授業科目について所定の単位が与えられる。
- 4 前項における成績と評価基準は、次のとおりとする。

評 価	S	A	B	C	D
成 績	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点

- 5 各授業科目について、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。
- 6 修得した単位は、成績の評価とともに記録にとどめる。

(追試験)

第38条 病気その他のやむを得ない理由で試験を受けることが出来なかった者に対しては、別に定める手続きによって追試験を行うことができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、所定の書類に病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書又は事故証明書等を添え、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを希望する者に対し、これを許可することがある。この場合修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が第30条の規定により外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学が本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第41条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を希望する者に対し、これを許可することがある。この場合当該学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学所定により単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第46条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学所定により単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

(教職課程)

第42条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

幼児教育保育科 幼稚園教諭二種免許状

- 3 教職に関する科目の授業科目及び単位数は別表2のとおりとする。

(保育士資格)

第42条の2 本学幼児教育保育科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 保育士に関する科目の授業科目及び単位数は別表3のとおりとする。

第7章 卒業及び学位授与

(卒業・学位授与)

- 第43条 学長は、2年以上在学し、第33条に定める単位を修得した者には、卒業したことを認め、卒業証書及び短期大学士（幼児教育保育）の学位を授与する。
- 2 学位に関する規程は別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

- 第44条 学生で品行方正、学術優秀な者又は他の模範となるべき行為のあった者は、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

- 第45条 学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、学長がこれを懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

- 第46条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を希望するものがあるときは、学生の学修に支障のない場合限り、科目等履修生としてこれを受け入れることがある。
- 2 科目等履修生が授業科目を履修した場合、第36条及び第37条の規定を

準用し単位を与えることができる。

- 3 前二項に定めるものの外、科目等履修生に関する規程は別に定める。
ただし、特に規程に定めのない場合は、本学則の規程を準用する。

(聴講生)

第46条の2 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目の聴講を希望するものがあるときは、学生の学修に支障のない場合に限って、聴講生として受け入れることがある。

- 2 聴講生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、短期大学又は大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については本学則の規定を準用する。

第10章 入学検定料及び学納金

(入学検定料及び学納金)

第48条 入学検定料及び学納金は別表4のとおりとする。

(納入)

第49条 学納金(入学金を除く。)は次の二期に分けて納入しなければならない。

前 期 年額の1/2 4月20日まで

後 期 年額の1/2 10月15日まで

(休学の場合の学納金)

第50条 休学期間中、学納金は納入しなければならない。

- 2 学納金は授業料(在籍料)とし別表5のとおりとする。ただし、特別の事情のある者及び1年以上の休学者については、別に定めるところによりこれを減免することがある。

(退学等の場合の学納金)

第51条 退学又は除籍の場合においても、在籍していた学期までの学納金は納入しなければならない。ただし、第31条第3号及び第4号に該当し、除籍された者はこの限りではない。

(学納金等の返還)

第52条 既納の入学検定料及び学納金は、いかなる事情があっても返還しない。
ただし、入学を許可された者で入学を辞退し、所定の期日までに、所定の手続きをとった場合には、入学手続時の学納金から入学金を控除したものを返還することがある。

(学納金の免除)

第53条 学納金の支弁が極めて困難であると認められる者には、成績その他の事情を考慮し、願い出により、学納金の全額又は一部を免除することがある。

第11章 職員組織

(職員組織)

第54条 本学に次の教職員を置く。
学長、学科長、科長補佐、学長付、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な教職員

第12章 教授会

(組織)

第55条 本学に教授会を置き、学長、学科長、教授、准教授及び講師をもって組織する。

(会議)

第56条 学長は教授会を招集してその議長となる。
2 学長にやむを得ない事故のあるときは、あらかじめ学長の指名した者が職務を代理する。
3 教授会の議事は出席者の過半数によりこれを決定する。
4 議長は必要があると認めるときは、教授会の同意を得て前条に定める構成員以外の教職員を出席させることができる。

(審議事項等)

第57条 教授会は、学長が次にかかげる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前各号にかかげるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第13章 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第58条 自己点検及び評価に関する規程は別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第59条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 附属施設

(図書館)

第60条 本学に附属図書館（メディアセンター）を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(研究所)

第61条 本学に次の研究所を置く。

(1) 保育・子育て研究所

2 各研究所に関する規程は別に定める。

第16章 厚生補導施設

(健康管理センター)

第62条 本学に健康管理センターを置く。

2 健康管理センターは、保健室、学生相談室を統括する。

3 保健室は、学生及び職員の健康管理に当たる。

4 学生相談室は、学生の厚生補導に資する。

附 則

1. この学則は昭和37年4月1日からこれを施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。
2. この学則の改正は昭和38年4月1日から施行する。
3. この学則の改正は昭和39年4月1日から施行する。
4. この学則の改正は昭和40年4月1日から施行する。
5. この学則の改正は昭和41年4月1日から施行する。
6. この学則の改正は昭和42年4月1日から施行する。
7. この学則の改正は昭和43年4月1日から施行する。

8. この学則の改正は昭和44年4月1日から施行する。
9. この学則の改正は昭和45年4月1日から施行する。
10. この学則の改正は昭和46年4月1日から施行する。
11. この学則の改正は昭和47年4月1日から施行する。
12. この学則の改正は昭和48年4月1日から施行する。
13. この学則の改正は昭和49年4月1日から施行する。
14. この学則の改正は昭和50年4月1日から施行する。
15. この学則の改正は昭和51年4月1日から施行する。
16. この学則の改正は昭和52年4月1日から施行する。
17. この学則の改正は昭和53年4月1日から施行する。
18. この学則の改正は昭和54年4月1日から施行する。
19. この学則の改正は昭和55年4月1日から施行する。
20. この学則の改正は昭和56年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和55年11月1日から適用する。
21. この学則の改正は昭和57年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和56年11月1日から適用する。
22. この学則の改正は昭和58年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和57年11月1日から適用する。
23. この学則の改正は昭和59年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和58年11月1日から適用する。
24. この学則の改正は昭和60年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和59年9月1日から適用する。
25. この学則の改正は昭和61年4月1日から施行する。
26. この学則の改正は昭和62年4月1日から施行する。なお、第4条の規定にかかわらず、音楽科の総定員は290、声楽専攻の総定員は90、幼児教育科及び英文科の総定員はそれぞれ150とする。
27. この学則の改正は昭和63年4月1日から施行する。
28. この学則の改正は平成元年4月1日から施行する。但し音楽科及び専攻科音楽専攻の入学検定料については昭和63年10月1日から適用する。
29. この学則の改正は平成2年4月1日から施行する。但し教育課程及び履修方については平成2年4月1日以降入学した者から適用する。
30. この学則の改正は平成3年4月1日から施行する。但し入学検定料について

は平成2年10月1日から適用し、第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科及び 専攻課程	平成3年度		平成4年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 文 科	200人	300人	200人	400人	100人	300人

31. この学則の改正は平成4年4月1日から施行する。ただし第10条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科及び 専攻課程	平成4年度		平成5年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
音 楽 科 器 楽 専 攻	180人	280人	180人	360人	100人	280人

32. この学則の改正は平成5年4月1日から施行する。
33. この学則の改正は平成6年4月1日から施行する。
34. この学則の改正は平成7年4月1日から施行する。
35. この学則の改正は平成8年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第71条の授業料については、平成8年4月1日以後入学した者から適用する。
36. この学則の改正は平成9年4月1日から施行する。
37. この学則の改正は平成10年4月1日から施行する。
38. この学則の改正は平成11年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第71条の学納金については、平成11年4月1日以後入学した者から適用する。
39. この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定にかかわらず、平成12年度の音楽科器楽専攻の総定員は180名とする。また第10条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの英文科の学生定員は次のとおりとする。

年度 学科及び 専攻課程	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 文 科	190 名	390 名	180 名	370 名	170 名	350 名

年度 学科及び 専攻課程	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 文 科	160 名	330 名	150 名	310 名

尚、第71条の学納金については、平成12年4月1日以後入学した者から適用する。

40. この学則は平成13年4月1日から施行する。但し、平成13年3月31日に音楽科器楽専攻、声楽専攻及び専攻科音楽専攻に在学する者は、従前の学則を適用する。
41. この学則は平成14年4月1日から施行する。
42. この学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定にかかわらず、平成15年度の英文科の総定員は320名とする。
また、第50条及び第70条の学納金については、平成15年4月1日以後入学した者から適用する。
43. この学則は平成16年4月1日から施行する。
44. この学則は平成17年4月1日から施行する。
45. この学則は平成18年2月1日から施行する。
46. この学則は平成18年4月1日から施行する。
47. この学則の改正は平成19年4月1日から施行する。ただし、第49条の学納金については、平成19年4月1日以後入学した者から適用する。また、平成19年3月31日に英文科に在学する者は、従前の学則を適用する。
48. この学則は平成20年4月1日から施行する。
49. この学則は平成21年4月1日から施行する。
50. この学則は平成22年4月1日から施行する。
51. この学則は平成23年4月1日から施行する。
52. この学則は平成24年4月1日から施行する。

53. この学則の改正は平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、平成25年度は次のとおりとする。

	平成25年度
入学定員	300名
収容定員	550名

54. この学則の改正は平成26年4月1日から施行する。
55. この学則の改正は平成27年4月1日から施行する。
56. この学則の改正は平成30年4月1日から施行する。
57. この学則の改正は平成31年4月1日から施行する。
58. この学則の改正は令和2年4月1日から施行する。
59. この学則の改正は令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、令和3年度は次のとおりとする。

	令和3年度
入学定員	250名
収容定員	550名

別表 1

幼児教育保育科授業科目及び単位数

1. 教養科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
情報機器の操作	2		教職必修
英語（外国語コミュニケーション）	2		教職必修
健康・スポーツ	1		教職必修
保健体育	2		教職必修
法学（日本国憲法）		2	教職必修
ビジネス講座（秘書検定対策）		2	
ウインド・バンド1		2	
ウインド・バンド2		2	
ミュージカル		2	
特別研究（ゼミ）		2	
パイプオルガン1		2	
パイプオルガン2		2	

備考 必修・選択合わせて9単位以上を修得すること。

2. 専門科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
教育原理	2		教職必修
子どもの理解と援助	1		
保育内容（健康）	1		教職必修
保育内容（人間関係）	1		教職必修
保育内容（環境）	1		教職必修
保育内容（言葉）	1		教職必修
保育内容・造形的表現	1		
保育内容・総論	1		教職必修
基礎実習指導	1		
ピアノⅠ	2		
幼児音楽Ⅰ	2		教職必修
造形表現（表現）	2		教職必修
子どもの健康と運動遊び	2		教職必修
子どもの保健	2		教職必修
子ども家庭福祉	2		
保育者のための文章表現	2		
保育・教職実践演習（幼稚園）		2	教職必修
特別支援と保育Ⅰ	1		教職必修
特別支援と保育Ⅱ		1	
保育原理	2		教職必修
保育者論		2	教職必修
教育心理学		2	教職必修
幼児理解とカウンセリングマインド		2	教職必修
教育課程論		2	教職必修
教育実習Ⅰ（事前事後の指導を含む）		3	教職必修
教育実習Ⅱ（事前事後の指導を含む）		3	教職必修
ピアノⅡ		2	
幼児音楽Ⅱ		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
子どもの健康と安全		1	
幼児教育の方法と技術		2	教職必修
総合表現		2	
社会福祉		2	
合唱		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
演技実習		1	
社会的養護Ⅰ		2	
社会的養護Ⅱ		1	
子どもの食と栄養		2	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
子ども家庭支援論		2	
子育て支援		1	
保育所実習Ⅰ		2	
保育所実習Ⅱ		2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）		1	
保育実習指導Ⅱ（保育所）		1	
児童福祉施設実習Ⅰ		2	
児童福祉施設実習Ⅱ		2	
保育実習指導Ⅰ（施設）		1	
保育実習指導Ⅱ（施設）		1	

- 備考 1. 必修・選択合わせて51単位以上を修得すること。
2. 卒業に必要な62単位に満たない単位数については教養科目・専門科目のいずれで充当してもさしつかえない。

別表 2

教職に関する科目及び単位数

幼児教育保育科

1. 領域及び保育内容の指導法に関する科目及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する科目		
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	単位数	授業科目	単位数	履修 方法等
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	12	健康	1	必修
			健康	2	必修
			人間関係	1	必修
			環境	1	必修
			言葉	1	必修
	表現	2	必修		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		* 子どもの健康と運動遊び	2	必修
			* 幼児音楽 I	2	必修
			* 保育内容・総論	1	必修

* 卒業に必要な必修科目

教職に関する科目及び単位数

幼児教育保育科

2. 教育の基礎的理解に関する科目等及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する科目		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	履修方法等
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	* 教育原理	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		* 保育原理	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		* 特別支援と保育 I	1	必修
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	必修
等に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	幼児教育の方法と技術	2	必修
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解とカウンセリングマインド	2	必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習 I (事前事後の指導を含む)	3	必修
			教育実習 II (事前事後の指導を含む)	3	必修
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	2	必修
大学が独自に設定する科目		2	最低修得単位を越えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得		

* 卒業に必要な必修科目

別表 3

保育士に関する科目及び単位数

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目		
系 列	教 科 目	単位数	教 科 目	形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	2	* 保育原理	講義	2
	教育原理（講義）	2	* 教育原理	講義	2
	子ども家庭福祉（講義）	2	* 子ども家庭福祉	講義	2
	社会福祉（講義）	2	社会福祉	講義	2
	子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論	講義	2
	社会的養護Ⅰ（講義）	2	社会的養護Ⅰ	講義	2
	保育者論（講義）	2	保育者論	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	2	教育心理学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学（講義）	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助（演習）	1	* 子どもの理解と援助	演習	1
	子どもの保健（講義）	2	* 子どもの保健	講義	2
	子どもの食と栄養（演習）	2	子どもの食と栄養	演習	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	2	教育課程論	講義	2
	保育内容総論（演習）	1	* 保育内容・総論	演習	1
	保育内容演習（演習）	5	* 保育内容（健康）	演習	1
			* 保育内容（人間関係）	演習	1
			* 保育内容（環境）	演習	1
			* 保育内容（言葉）	演習	1
			* 保育内容・造形的表現	演習	1
	保育内容の理解と方法（演習）	4	* 造形表現（表現）	演習	2
			幼児教育の方法と技術	演習	2
	乳児保育Ⅰ（講義）	2	乳児保育Ⅰ	講義	2
	乳児保育Ⅱ（演習）	1	乳児保育Ⅱ	演習	1
	子どもの健康と安全（演習）	1	子どもの健康と安全	演習	1
	障害児保育（演習）	2	* 特別支援と保育Ⅰ	演習	1
			特別支援と保育Ⅱ	演習	1
社会的養護Ⅱ（演習）	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
子育て支援（演習）	1	子育て支援	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	4	保育所実習Ⅰ	実習	2
			児童福祉施設実習Ⅰ	実習	2
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1
			保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1
総合演習	保育実践演習（演習）	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2
教科目単位数合計		51	本学開設科目単位数合計		51

* 卒業に必要な必修科目

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目			
系 列	教 科 目	単位数	教 科 目	形態	単位数	
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15 単 位 以 上				
保育の対象の理解に関する科目			幼児理解と カウンセリングマインド	講義	2	
保育の内容・方法に関する科目			*ピアノⅠ	演習	2	
			ピアノⅡ	演習	2	
			*幼児音楽Ⅰ	演習	2	
			幼児音楽Ⅱ	演習	2	
			合唱	演習	2	
			演技実習	演習	1	
			*保育者のための文章表現	演習	2	
			総合表現	演習	2	
	*子どもの健康と運動遊び	演習	2			
保育実習	保育実習Ⅱ 又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育所実習Ⅱ 又は 児童福祉施設実習Ⅱ	実習	2
	保育実習指導Ⅱ 又は 保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ（保育所） 又は 保育実習指導Ⅱ（施設）	演習	1
教科目単位数合計		18単位以上	本学開設科目単位数合計		22	

* 卒業に必要な必修科目

告示による教科目			左記に対応する本学開設教科目		
系 列	教 科 目	単位数	教 科 目	形態	単位数
教養科目	体育（講義）	1	*保健体育	講義	2
	体育（実技）	1	*健康・スポーツ	実技	1
教科目単位数合計		2単位以上	本学開設科目単位数合計		3

* 卒業に必要な必修科目

備考 上記2科目以外の教養科目 6単位以上を修得すること。

別表 4

学科	学納金等 入 学 検 定 料	学 納 金		
		入 学 金	授 業 料	施 設 費
幼児教育保育科	30,000円	350,000円	648,500円	337,500円

別表 5

休学の場合の学納金

授 業 料 (在 籍 料)	
前 期	50,000円
後 期	50,000円

1. 短期大学学則変更の事由及び変更点

(1) 学生定員

過去 2 年間の入学者数が入学定員を下回る状況が続いており、受験生の全員が入学するのに等しい状況となっている。これを教育方針に沿って選抜することができるよう入学定員の適正化を図るため、令和 3 年度以降、学則第 10 条「学生定員」の入学定員を 300 名から 250 名とし、収容定員を 600 名から 500 名に変更する。

洗足こども短期大学 学則変更条項新旧対照表

旧 学 則	新 学 則																														
<p>洗足こども短期大学学則</p> <p style="font-size: small;">昭和37年4月1日制定・昭和38年4月1日改正</p> <p style="font-size: small;">平成25年4月1日改正・平成26年4月1日改正 平成27年4月1日改正・平成30年4月1日改正 平成31年4月1日改正・令和2年4月1日改正</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第4章 学 生 定 員</p> <p>(学生定員)</p> <p>第10条 本学の学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">学 科</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">収容定員</th> </tr> <tr> <td>幼児教育保育科</td> <td>300名</td> <td>600名</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この学則は昭和37年4月1日からこれを施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。</p> <p>58. この学則の改正は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 幼児教育保育科授業科目及び単位数</p> <p>別表5 休学の場合の学納金</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">授 業 料 (在 籍 料)</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">前 期</td> <td style="width: 66%;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>後 期</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	学 科	入学定員	収容定員	幼児教育保育科	300名	600名	授 業 料 (在 籍 料)		前 期	50,000円	後 期	50,000円	<p>洗足こども短期大学学則</p> <p style="font-size: small;">昭和37年4月1日制定・昭和38年4月1日改正</p> <p style="font-size: small;">平成25年4月1日改正・平成26年4月1日改正 平成27年4月1日改正・平成30年4月1日改正 平成31年4月1日改正・令和2年4月1日改正 令和3年4月1日改正</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第4章 学 生 定 員</p> <p>(学生定員)</p> <p>第10条 本学の学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">学 科</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">収容定員</th> </tr> <tr> <td>幼児教育保育科</td> <td style="color: red;">250名</td> <td style="color: red;">500名</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この学則は昭和37年4月1日からこれを施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。</p> <p>58. この学則の改正は令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="color: red;">59. この学則の改正は令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、令和3年度は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center; color: red;"> <tr> <td></td> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <td>250名</td> </tr> <tr> <th>収容定員</th> <td>550名</td> </tr> </table> <p>別表1 幼児教育保育科授業科目及び単位数</p> <p>別表5 休学の場合の学納金</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">授 業 料 (在 籍 料)</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">前 期</td> <td style="width: 66%;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>後 期</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	学 科	入学定員	収容定員	幼児教育保育科	250名	500名		令和3年度	入学定員	250名	収容定員	550名	授 業 料 (在 籍 料)		前 期	50,000円	後 期	50,000円
学 科	入学定員	収容定員																													
幼児教育保育科	300名	600名																													
授 業 料 (在 籍 料)																															
前 期	50,000円																														
後 期	50,000円																														
学 科	入学定員	収容定員																													
幼児教育保育科	250名	500名																													
	令和3年度																														
入学定員	250名																														
収容定員	550名																														
授 業 料 (在 籍 料)																															
前 期	50,000円																														
後 期	50,000円																														

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

2021年（令和3年）4月1日より、幼児教育保育科の入学定員を300名から50名減員し250名とする。その結果、収容定員は500名となる。

学 科	現 行		変 更 後	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育保育科	300	600	<u>250</u>	<u>500</u>

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

1962年(昭和37年)、洗足学園短期大学(現：洗足こども短期大学)は、音楽科のみの単科制短期大学として開学し、1965年(昭和40年)に幼児教育科(現：幼児教育保育科)と英文科を併設し、以来教育活動に邁進してきた。

幼児教育保育科は当初より35年間、幼稚園教諭の養成を行なっていたが、女性の社会進出が進む社会情勢の中で、2000年(平成12年)に保育士養成施設としての指定を受け、保育士の養成も合わせて担うこととなった。本学は神奈川県川崎市に位置するが、本学学生の多くが居住している神奈川県、東京都等首都圏では、幼稚園・保育園の求人の増加が続き、地域の人材ニーズに応えるべく、2006年(平成18年)に英文科の定員(150名)を全て振り替えることにより、幼児教育保育科の入学定員を100名から250名へと増員した。これに伴い幼児教育保育科のみの単科制短期大学となったため、そのミッションをより明確に発信すべく、2011年(平成23年)に「洗足こども短期大学」への校名変更を行なった。また、上記の入学定員増員後も、引き続き将来の保育者となる希望を抱く優秀な志願者は多く、2013年(平成25年)に入学定員を250名から300名へと増員して現在に至っている。

本学の人材養成および教育研究上の目的は、「幼児教育保育科は、専門分野の知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性と実行力を備え、自立した人間として職業又は实际生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって社会の発展に寄与すること。」としている。

そして具体的な教育目標として、「①幼児教育・保育に関する幅広い専門知識と実践力を備え、保育者としての責任感及び自覚を持った人材を養成すること。②創造的な表現力、コミュニケーション能力、社会性を備えた豊かな人間性を涵養すること。③幼児教育・保育を担う人材の育成及び教育研究については、その成果を提供することによる地域社会への貢献を視野に入れ取り組むこと。」を掲げ実行している。

しかしながら、少子化の影響により18歳人口が減少している中、更に幼児教育・保育系への進学希望者も減少傾向にあり受験生の全員が入学するに等しい状況となっている。(表1)

(表1) 過去5年間の入学者状況

	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	実質倍率	入学定員超過率
平成28年度	300	315	311	308	306	1.00	1.02
平成29年度	300	371	369	357	355	1.03	1.18
平成30年度	300	339	339	331	328	1.02	1.09
令和元年度	300	279	278	278	278	1.00	0.92
令和2年度	300	293	293	288	284	1.01	0.94

このような状況の下、教育方針に沿って受験生を選抜することができるよう入学定員の適正化を図りつつ、地域の保育者に対する人材需要ニーズに引き続き対応するために、2021年度(令和3年度)に入学定員を250名に減員するが、引き続き現状と同等以上の教育課程を維持し、教育の質の維持・向上に努め、優秀な保育者を輩出していく方針である。

3. 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程

現在の教育課程は、「幼稚園教諭二種免許」及び「保育士資格」が取得できる教育課程が中心となっており、更に、同じキャンパス内に音楽大学(洗足学園音楽大学)が併設されていることから、音楽大学講師による「ピアノ」「幼児音楽」等のレッスンにより「保育者に必要な音楽力」を確実に身につけさせる体制を整えている。また、選択科目として吹奏楽の授業である「ウィンド・バンド」や「ミュージカル」、着ぐるみ人形劇「総合表現(ぐりとぐら)」等の本学ならではの特色ある授業を揃え、将来の保育者に必要な表現力・コミュニケーション力を培う教育課程を組んでいる。

今回の学則変更(収容定員変更)に際しては、教育課程に関して変更はないが、今後も引き続き本学の特色を活かした授業をより充実させていくことに努めていく。

(イ) 教育方法及び履修指導方法

現在の体制で十分機能しており特に問題はないことから、教育方法及び履修指導方法に関して変更は行わない。具体的には、1クラス50人以下を基本としたクラスアドバイザー制による指導体制を敷き、学修支援をはじめ、学生生活全般の指導・相談に応じていく。

(ウ) 教員組織

教員組織の変更は行わない。現在の教員組織で短期大学設置基準に規定する要件を十分に満たすことができる。具体的には、設置基準上の必要専任教員数が、16人のところ18人と2人上回っている。

(エ) 大学全体の施設・設備

校地、校舎については、併設の洗足学園音楽大学と共用しており、現状の実際の学生数に対しても十分な水準を維持しており、収容定員変更後も支障を生じることはない。

教育課程等の概要															
(幼児教育保育科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
卒業必修科目	教育原理	1前	2			○			1						兼1
	子どもの理解と援助	1後	1				○			2					
	保育内容（健康）	1前	1				○		1	1					
	保育内容（人間関係）	1後	1				○		1		2				兼1
	保育内容（環境）	1前	1				○		1		1				兼1
	保育内容（言葉）	1後	1				○				2				兼1
	保育内容・造形的表現	2前・後	1				○								兼1
	保育内容・総論	2後	1				○		1		1				兼1
	基礎実習指導	1前	1				○			3	3				
	ピアノⅠ	1通	2				○								兼18
	幼児音楽Ⅰ	1通	2				○		1						兼4
	造形表現（表現）	1通	2				○								兼1
	子どもの健康と運動遊び	1通	2				○		1						
	子どもの保健	1前	2				○		1	1					
	子ども家庭福祉	1後	2				○			1	1				
	保育者のための文章表現	1通	2				○			3	3				
	特別支援と保育Ⅰ	1後	1				○			1					兼1
	保育原理	1前	2				○		1		1				
小計（18科目）	—	—	27	0	0	—	—	6	6	6	0	0			
専門科目	教育心理学	1前		2		○				2	1				
	幼児理解とカウンセリングマインド	2前		2		○			1		1				兼1
	教育課程論	2前		2		○			1	2	3				
	保育者論	1後		2		○			1		1				
	保育・教職実践演習（幼稚園）	2後		2			○			1					兼1
	教育実習Ⅰ（事前事後の指導を含む）	1後		3				○		3	3				
	教育実習Ⅱ（事前事後の指導を含む）	2前		3				○	1	1	2				兼2
	ピアノⅡ	2通		2			○								兼18
	幼児音楽Ⅱ	2通		2			○		1						兼3
	子ども家庭支援の心理学	2後		2		○			1		1				兼1
	子どもの健康と安全	1後		1			○		1	1					
	幼児教育の方法と技術	1通		2			○								兼5 オムニバス
	総合表現	2通		2			○								兼1
	特別支援と保育Ⅱ	2前		1			○			1					
	社会福祉	1前		2			○			2	1				兼1
	合唱	1通		2			○								兼2
	演技実習	2前		1			○								兼2
	社会的養護Ⅰ	2前		2			○			1	1				
	子どもの食と栄養	1後		2			○								兼2
	乳児保育Ⅰ（講義）	1後		2			○		2		1				
乳児保育Ⅱ（演習）	2前		1			○		2		1					
子ども家庭支援論	2前		2			○			1	1				兼1	
保育所実習Ⅰ	1後		2						3	3					
保育所実習Ⅱ	2通		2					1	1	2				兼2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）	1後		1				○		3	3					
保育実習指導Ⅱ（保育所）	2通		1				○	1	1	2				兼2	

	児童福祉施設実習Ⅰ	2通		2				○	1	1	2			兼2		
	児童福祉施設実習Ⅱ	2通		2				○	1	1	2			兼2		
	保育実習指導Ⅰ（施設）	2通		1			○		1	1	2			兼2		
	保育実習指導Ⅱ（施設）	2通		1			○		1	1	2			兼2		
	社会的養護Ⅱ	2後		1			○			2	1					
	子育て支援	2後		1			○			1	1			兼1		
	小計（32科目）	—	0	56	0		—		4	6	6	0	0			
教養科目	卒業必修科目	情報機器の操作	1前	2				○							兼2	
		英語（外国語コミュニケーション）	1通	2				○							兼2	
		健康・スポーツ	2前・後	1					○						兼5 オムニバス	
		保健体育	2後	2			○								兼1	
		小計（4科目）	—	7	0	0		—		0	0	0	0	0		
	卒業選択科目	法学（日本国憲法）	1前		2		○									兼4
		ビジネス講座（秘書検定対策）	2前		2		○									兼1
		ウィンド・バンド1	1通		2			○								兼1
		ウィンド・バンド2	2通		2			○								兼1
		ミュージカル	2前		2			○								兼5
		特別研究（ゼミ）	2通		2			○		3	1	1				兼4
		パイプオルガン1	1通		2			○								兼2
		パイプオルガン2	2通		2			○								兼2
	小計（8科目）	—	0	16	0		—		3	1	1	0	0			
合計（62科目）		—	34	72	0		—		6	6	6	0	0			
学位又は称号		短期大学士（幼児教育保育）			学位又は学科の分野				教育学・保育学関係							
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等								
専門科目51単位以上（うち専門必修科目27単位）、教養科目9単位以上（うち教養必修科目7単位）を修得し、62単位以上修得すること。								1学年の学期区分				2期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業時間				90分				

1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生確保の見通し

① 定員充足の見込み

本学幼児教育保育科の入学定員は現在 300 名であるが、2021 年（令和 3）年 4 月 1 日より 50 名減員し、250 名とする。本学科は 2013 年度（平成 25 年度）より入学定員を 300 名に増員して以来、全国で最大級の保育士養成短大として多くの保育人材を地元川崎市はもとより神奈川県・東京都のみならず全国に輩出してきたが、全国的な 18 歳人口減少の傾向のもと、志願者数が漸減し、2018 年度（平成 30 年度）および 2019 年度（令和元年度）の学生募集において 2 年連続入学定員を若干下回る状況となり、今後ともこの流れは回復しないと判断し、入学定員を 50 名減員することとした。ただし現況の志願状況から新入学定員 250 名の確保には問題ないと考える。

② 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

・将来的な 18 歳人口の推移の予想

将来的な 18 歳人口の減少については、すべての大学にとって影響を避けられないものではあるが、本学幼児教育保育科は比較的那の影響を受けにくい立地を有している。本学幼児教育保育科への入学者は例年その 9 割を神奈川県と東京都で占めているが、2019 年（令和元年）の 18 歳人口を 100 とした場合、2031 年（令和 13 年）は全国平均では 88.0 に減少する予想であるが、神奈川県は 93.8、東京都は 98.6 と減少が少ない都道府県の 4 番目と 2 番目となっている（資料①）。

幼児教育保育科の過去5年間の出身別入学者数

	神奈川県 ①	東京都 ②	①②の 合計③	③の割合 (③/④)	①②以外 の関東	関東以外	入学者 合計④
平成28年度	193	94	287	93.8%	4	15	306
平成29年度	223	101	324	91.3%	6	25	355
平成30年度	201	91	292	89.0%	9	27	328
令和元年度	186	72	258	92.8%	9	11	278
令和2年度	202	58	260	91.5%	7	17	284

・保育者等人材養成への社会的必要性

待機児童問題は人口の多い地域においては依然として深刻な状況である。特に本学科が保育人材を多く輩出する神奈川県と東京都でも顕著な状況であり、保育者等の人材を養成するニーズは当面高いものと推測される（資料②、③）。

・本学幼児教育保育科の志願者推移

幼児教育保育科の過去 5 年間の入学志願状況等（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員超過率）は下表に示す通りであり、新入学定員の 250 名を確保するにあたって特段問題はないと考える。

幼児教育保育科の過去5年間の入学志願状況等

	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数(a)	入学定員(b)	定員超過率(a/b)
平成28年度	315	311	308	306	300	1.02
平成29年度	371	369	357	355	300	1.18
平成30年度	339	339	331	328	300	1.09
令和元年度	279	278	278	278	300	0.92
令和2年度	293	293	288	284	300	0.94

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

① 学生募集の概要

幼児教育保育科の学生募集については併設の洗足学園音楽大学も合わせて募集を行う入試センターが主に活動するほか、幼児教育保育科の専任教員も出張講義で高校訪問を行ったり、オープンキャンパスで体験授業や個別相談を行ったりするなど全学的に広報活動を実施している。また、実習・進路サポート室長がアドミッション・オフィサーとして入学者数上位の高校を訪問し、(もしくは重点高校を設定して訪問し) 関係構築に努めている。

② 具体的な主な取組

直近3年間の具体的な主な取組について下表の通りである。

幼児教育保育科の直近3年間の主な広報活動

広報活動	オープン キャンパス	高校内ガイダン ス・出張講義	会場 ガイダンス	高校訪問 (教員宛訪問)
平成29年度	7回 1,384名	334回 1,300名	64回 206名	540回
平成30年度	7回 1,008名	180回 619名	46回 82名	593回
令和元年度	12回 667名	219回 263名	36回 43名	513回

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 (概要)

洗足学園は、創設者である前田若尾先生の「理想は高遠に、実行は卑近に」という建学の精神を受け継ぎ、単に専門分野の知識や技術のみの習得を目指すのではなく、豊かな人間性を養うことを重視した教育を行っている。それは、一人ひとりが人生の目的を見だし、自分の責任において、個性と創造性を発揮しながら存分に生きていく力を養うことにつながる。自分が何をしたいのか。どう生きたいのか。など、まず自らを知る必要がある。そのために、さまざまな経験や出会い、視野を大きく広げられるような環境を整えている。本当の目的、本当の自分を見だし、自立した人間として生きていける人材を育成する。

洗足こども短期大学幼児教育保育科は、子どもたちの本当の幸せを追究する幼稚園教諭・保育士を育てることを目的としている。そのために、子どもの発達特性や指導の原理を理論的に学ぶとともに、実習を重視した実践的な授業を豊富に取り入れたカリキュラムを組んでいる。幼児への愛情と理解に基づいて、子どもの“心”を育てられる人になれるよう、人間性の育成に重点を置いている。

(2) 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

2018年(平成30年)11月における全業種平均の有効求人倍率は全国平均で1.69倍だが保育士は3.20倍。さらにその中でも神奈川県は3.57倍、東京都は6.44倍と高くなっている(資料④、⑤)。また幼児教育保育科における過去5年間の就職状況をみると、毎年度就職希望者の10倍前後の求人件数が寄せられている。これは本学卒業生が保育現場で活躍し、それが本学への求人件数を増加させるという好循環を形成していることを意味し、保育系の内定率は24年連続100%を維持している。

幼児教育保育科の過去5年間の就職状況

	求人件数	卒業者数	就職希望者数 (うち保育系)	内定者数 (うち保育系)	内定率 (うち保育系)
平成27年度	2,729件	368人	349人 (344人)	349人 (344人)	100.0% (100%)
平成28年度	3,136件	327人	310人 (293人)	309人 (293人)	99.7% (100%)
平成29年度	3,165件	284人	264人 (248人)	263人 (248人)	99.6% (100%)
平成30年度	3,195件	336人	311人 (297人)	310人 (297人)	99.7% (100%)
令和元年度	3,175件	306人	279人 (271人)	278人 (271人)	99.6% (100%)

添付資料一覧

- 【資料①】 18歳人口予測
- 【資料②】 都道府県別待機児童数
- 【資料③】 待機児童数50人以上の市区町村
- 【資料④】 保育士の有効求人倍率の推移（全国）
- 【資料⑤】 保育士の有効求人倍率（都道府県別）

資料

(資料①)

18歳人口予測

		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
全体計	人数	1,174,801	1,167,348	1,141,140	1,121,276	1,097,105	1,061,961	1,089,005	1,093,565	1,085,011	1,068,978	1,066,720	1,048,177	1,033,386
	指数	100.0	99.4	97.1	95.4	93.4	90.4	92.7	93.1	92.4	91.0	90.8	89.2	88.0
北海道	人数	45,486	45,674	45,007	44,040	42,523	41,012	41,895	41,267	41,020	40,142	40,060	39,281	38,308
	指数	100.0	100.4	98.9	96.8	93.5	90.2	92.1	90.7	90.2	88.3	88.1	86.4	84.2
東北	人数	84,393	83,524	80,269	77,972	75,349	71,821	73,138	72,325	71,068	69,057	68,536	66,576	65,275
	指数	100.0	99.0	95.1	92.4	89.3	85.1	86.7	85.7	84.2	81.8	81.2	78.9	77.3
北関東	人数	66,461	66,380	64,677	62,983	61,871	59,658	60,616	60,034	59,354	58,511	56,960	55,587	54,729
	指数	100.0	99.9	97.3	94.8	93.1	89.8	91.2	90.3	89.3	88.0	85.7	83.6	82.3
南関東	人数	306,595	305,457	301,999	297,558	294,255	286,211	295,534	298,184	296,729	294,940	294,233	288,747	288,888
	指数	100.0	99.6	98.5	97.1	96.0	93.4	96.4	97.3	96.8	96.2	96.0	94.2	94.2
甲信越	人数	49,910	49,897	47,817	46,248	45,570	44,050	44,808	44,350	43,662	42,230	42,354	41,353	40,149
	指数	100.0	100.0	95.8	92.7	91.3	88.3	89.8	88.9	87.5	84.6	84.9	82.9	80.4
北陸	人数	29,024	29,004	27,814	27,545	26,691	25,993	26,232	26,363	25,852	25,208	24,451	24,513	23,789
	指数	100.0	99.9	95.8	94.9	92.0	89.6	90.4	90.8	89.1	86.9	84.2	84.5	82.0
東海	人数	147,041	145,478	143,651	140,422	138,255	133,282	136,990	137,732	136,346	134,321	134,406	132,217	129,707
	指数	100.0	98.9	97.7	95.5	94.0	90.6	93.2	93.7	92.7	91.3	91.4	89.9	88.2
近畿	人数	197,547	195,001	190,286	185,178	181,531	175,417	179,067	179,636	178,463	174,576	174,133	171,669	168,568
	指数	100.0	98.7	96.3	93.7	91.9	88.8	90.6	90.9	90.3	88.4	88.1	86.9	85.3
中国	人数	69,850	70,369	68,393	67,085	65,509	63,807	64,458	65,221	64,678	64,235	64,134	63,413	62,109
	指数	100.0	100.7	97.9	96.0	93.8	91.3	92.3	93.4	92.6	92.0	91.8	90.8	88.9
四国	人数	36,321	35,553	34,558	33,179	32,856	31,470	32,221	31,968	31,889	31,251	31,063	30,819	30,046
	指数	100.0	97.9	95.1	91.3	90.5	86.6	88.7	88.0	87.8	86.0	85.5	84.9	82.7
九州沖縄	人数	141,978	141,031	138,139	135,469	132,922	129,758	133,665	136,378	136,374	134,696	136,318	134,303	132,005
	指数	100.0	99.3	97.3	95.4	93.6	91.4	94.1	96.1	96.1	94.9	96.0	94.6	93.0
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
南関東	人数	306,595	305,457	301,999	297,558	294,255	286,211	295,534	298,184	296,729	294,940	294,233	288,747	288,888
	指数	100.0	99.6	98.5	97.1	96.0	93.4	96.4	97.3	96.8	96.2	96.0	94.2	94.2
埼玉	人数	65,474	65,634	64,508	63,542	62,506	61,057	62,713	63,425	62,667	62,277	61,649	59,841	59,571
	指数	100.0	100.2	98.5	97.0	95.5	93.3	95.8	96.9	95.7	95.1	94.2	91.4	91.0
千葉	人数	55,425	55,220	54,908	53,904	53,397	51,284	52,732	53,925	53,626	52,472	52,028	51,112	50,116
	指数	100.0	99.6	99.1	97.3	96.3	92.5	95.1	97.3	96.8	94.7	93.9	92.2	90.4
東京	人数	105,727	105,200	104,150	102,823	102,239	99,823	104,047	102,181	102,694	103,338	103,713	102,864	104,199
	指数	100.0	99.5	98.5	97.3	96.7	94.4	98.4	96.6	97.1	97.7	98.1	97.3	98.6
神奈川	人数	79,969	79,403	78,433	77,289	76,113	74,047	76,042	78,653	77,742	76,853	76,843	74,930	75,002
	指数	100.0	99.3	98.1	96.6	95.2	92.6	95.1	98.4	97.2	96.1	96.1	93.7	93.8
全国	人数	1,174,801	1,167,348	1,141,140	1,121,276	1,097,105	1,061,961	1,089,005	1,093,565	1,085,011	1,068,978	1,066,720	1,048,177	1,033,386
	指数	100.0	99.4	97.1	95.4	93.4	90.4	92.7	93.1	92.4	91.0	90.8	89.2	88.0

学校基本調査を基にリクルート進学総研にて作成

(資料②)

都道府県別待機児童数

都道府県	待機児童数	待機児童率
	人	%
北海道	152	0.18
青森県	0	0.00
岩手県	175	0.57
宮城県	583	1.33
秋田県	65	0.28
山形県	45	0.17
福島県	274	0.81
茨城県	345	0.59
栃木県	52	0.13
群馬県	21	0.05
埼玉県	1,208	0.91
千葉県	1,020	0.88
東京都	3,690	1.19
神奈川県	750	0.45
新潟県	2	0.00
富山県	0	0.00
石川県	0	0.00
福井県	10	0.04
山梨県	0	0.00
長野県	80	0.16
岐阜県	2	0.01
静岡県	212	0.31
愛知県	258	0.16
三重県	109	0.27
滋賀県	459	1.31
京都府	86	0.15
大阪府	589	0.32
兵庫県	1,569	1.40
奈良県	198	0.77
和歌山県	54	0.26
鳥取県	0	0.00
島根県	0	0.00
岡山県	580	1.21
広島県	128	0.20
山口県	40	0.15
徳島県	73	0.44
香川県	182	0.79
愛媛県	103	0.40
高知県	35	0.17
福岡県	1,232	0.98
佐賀県	24	0.10
長崎県	70	0.18
熊本県	178	0.31
大分県	25	0.09
宮崎県	43	0.13
鹿児島県	349	0.81
沖縄県	1,702	2.80
計	16,772	0.60

平成 31 年 4 月 1 日現在

- 100 人未満
- 100 人以上 500 人未満
- 500 人以上 1,000 人未満
- 1,000 人以上 3,000 人未満
- 3,000 人以上 5,000 人未満
- 5,000 人以上

(出典：厚生労働省発行「保育所等関連状況取りまとめ(平成31年4月1日)」)

(資料③)

待機児童数50人以上の市区町村

(平成31年4月1日現在)

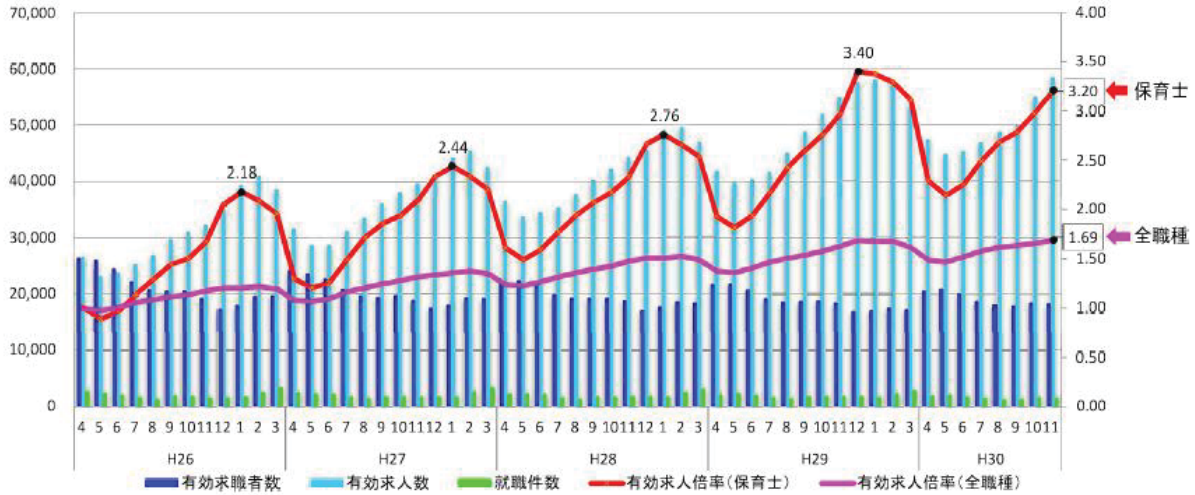
	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
1	東京都	世田谷区	470	▲16	41	福島県	福島市	97	▲15
2	兵庫県	明石市	412	▲159	42	東京都	小平市	96	0
3	埼玉県	さいたま市	393	78	43	福岡県	太宰府市	95	1
4	岡山県	岡山市	353	▲198	44	鹿児島県	始良市	95	33
5	兵庫県	西宮市	253	▲160	45	千葉県	印西市	94	▲39
6	沖縄県	那覇市	250	112	46	東京都	渋谷区	92	▲59
7	兵庫県	神戸市	217	▲115	47	沖縄県	八重瀬町	92	0
8	鹿児島県	鹿児島市	209	51	48	東京都	東村山市	91	86
9	沖縄県	南風原町	208	14	49	千葉県	習志野市	89	▲55
10	沖縄県	沖縄市	198	▲66	50	千葉県	市原市	89	37
11	東京都	中央区	197	9	51	沖縄県	豊見城市	89	20
12	東京都	調布市	182	15	52	沖縄県	浦添市	85	22
13	東京都	江戸川区	170	▲270	53	大阪府	島本町	84	48
14	兵庫県	姫路市	165	▲20	54	東京都	墨田区	83	▲106
15	神奈川県	藤沢市	164	▲10	55	東京都	台東区	79	▲104
16	兵庫県	宝塚市	159	43	56	東京都	目黒区	79	▲251
17	東京都	中野区	157	▲14	57	福岡県	春日市	79	13
18	兵庫県	尼崎市	148	▲7	58	神奈川県	鎌倉市	78	▲15
19	東京都	府中市	146	▲102	59	福岡県	糸島市	78	65
20	沖縄県	南城市	145	2	60	東京都	多摩市	77	▲6
21	福岡県	大野城市	143	▲30	61	奈良県	生駒市	77	14
22	岡山県	倉敷市	143	18	62	香川県	高松市	77	15
23	千葉県	浦安市	142	▲26	63	埼玉県	川口市	76	▲6
24	千葉県	市川市	138	▲247	64	沖縄県	うるま市	75	▲161
25	大阪府	東大阪市	137	57	65	大阪府	和泉市	72	28
26	福岡県	筑紫野市	133	▲48	66	千葉県	船橋市	72	▲23
27	茨城県	つくば市	131	15	67	沖縄県	宜野湾市	71	▲28
28	東京都	町田市	127	▲19	68	滋賀県	草津市	70	70
29	東京都	国分寺市	125	▲77	69	長崎県	大村市	70	▲5
30	福岡県	福津市	124	87	70	神奈川県	横須賀市	70	33
31	東京都	足立区	123	▲82	71	千葉県	木更津市	69	▲14
32	宮城県	仙台市	121	▲17	72	奈良県	奈良市	69	▲7
33	東京都	北区	119	77	73	埼玉県	新座市	68	▲9
34	東京都	大田区	116	▲134	74	東京都	狛江市	68	▲7
35	埼玉県	三郷市	114	16	75	沖縄県	西原町	68	▲38
36	東京都	三鷹市	114	▲76	76	福岡県	那珂川市	63	34
37	東京都	小金井市	111	23	77	愛知県	瀬戸市	61	43
38	東京都	板橋区	108	▲77	78	滋賀県	栗東市	60	▲10
39	東京都	西東京市	108	▲21	79	沖縄県	与那原町	59	▲40
40	香川県	丸亀市	101	65	80	静岡県	袋井市	58	30
100人以上 小計			7,074	▲1,309	81	滋賀県	守山市	58	▲26
					82	大阪府	堺市	58	▲3
					83	東京都	立川市	57	9
					84	神奈川県	綾瀬市	56	11
					85	沖縄県	石垣市	55	19
					86	東京都	葛飾区	54	▲10
					87	三重県	菟野町	54	32
					88	沖縄県	糸満市	54	29
					89	福岡県	久留米市	54	10
					90	神奈川県	葉山町	52	13
					91	東京都	江東区	51	▲25
					92	千葉県	君津市	50	5
					93	神奈川県	海老名市	50	22
50～99人 小計							3,817	▲320	
50人以上 合計							10,891	▲1,629	

(出典：厚生労働省発行「保育所等関連状況取りまとめ(平成31年4月1日)」)

(資料④)

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

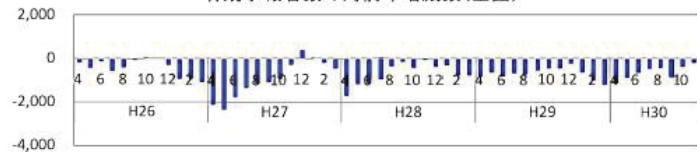
○ 直近の平成30年11月の保育士の有効求人倍率は3.20倍(対前年同月比で0.23ポイント上昇)となっており、高い水準で推移している。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
 ※全職種の有効求人倍率は、実数である。

有効求職者数の対前年増減数(全国)



参考資料1

出典：厚生労働省発行 一般職業紹介状況（職業安定業務統計）

(資料⑤)

保育士の有効求人倍率（都道府県別）

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	4,110	18,280	21,030	58,472	3.20
北海道	217	944	1,023	2,578	2.73
青森	47	229	209	557	2.43
岩手	77	251	182	481	1.92
宮城	88	336	585	1,473	4.38
秋田	37	160	108	255	1.59
山形	32	151	168	411	2.72
福島	57	241	269	628	2.61
茨城	65	327	449	1,121	3.43
栃木	73	281	305	888	3.16
群馬	63	319	153	396	1.24
埼玉	175	886	880	4,213	4.76
千葉	156	696	699	1,750	2.51
東京	313	1,519	3,740	9,786	6.44
神奈川	167	967	1,336	3,448	3.57
新潟	87	330	258	699	2.12
富山	35	132	103	291	2.20
石川	37	155	120	321	2.07
福井	20	93	70	244	2.62
山梨	36	174	156	423	2.43
長野	70	298	236	620	2.08
岐阜	54	292	168	511	1.75
静岡	112	439	424	1,517	3.46
愛知	158	879	893	2,540	2.89
三重	58	210	185	550	2.62
滋賀	64	263	445	944	3.59
京都	90	400	548	1,296	3.24
大阪	249	1,217	1,858	5,468	4.49
兵庫	187	881	888	2,358	2.68
奈良	45	186	113	438	2.35
和歌山	22	101	95	259	2.56
鳥取	21	111	168	419	3.77
島根	28	135	97	283	2.10
岡山	91	390	320	827	2.12
広島	91	373	593	1,675	4.49
山口	48	241	137	373	1.55
徳島	30	114	128	421	3.69
香川	51	169	109	337	1.99
愛媛	75	258	244	627	2.43
高知	49	139	111	235	1.69
福岡	218	978	834	2,294	2.35
佐賀	51	212	114	334	1.58
長崎	88	308	198	555	1.80
熊本	78	305	286	665	2.18
大分	43	211	145	481	2.28
宮崎	49	206	151	471	2.29
鹿児島	116	477	379	1,002	2.10
沖縄	92	296	350	1,009	3.41

平成 30 年 11 月時点

出典：厚生労働省発行 一般職業紹介状況（職業安定業務統計）

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オチアイ タカフミ 落合 俊文 <平成30年4月1日>		文学士		洗足こども短期大学学長 (平成30年4月～令和7年3月)

（注） 高等専門学校にあつては校長について記入すること。